

マイナンバー制度が

社会保障・税番号制度

始まりまりました

平成28年1月からマイナンバー制度が始まり、組合員の皆さんのお手もとにも、マイナンバーが届いていることと思います。

制度自体が複雑であることに加え、既に制度に便乗した詐欺が発生しています。

しかしマイナンバーは、組合員の皆さんも一生付き合う大切なもので、JAでも一部の取引の際に必要なとなってきます。

今回はマイナンバー制度から組合員の皆さんがどのような場面でマイナンバーを使用するか簡単に紹介します。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

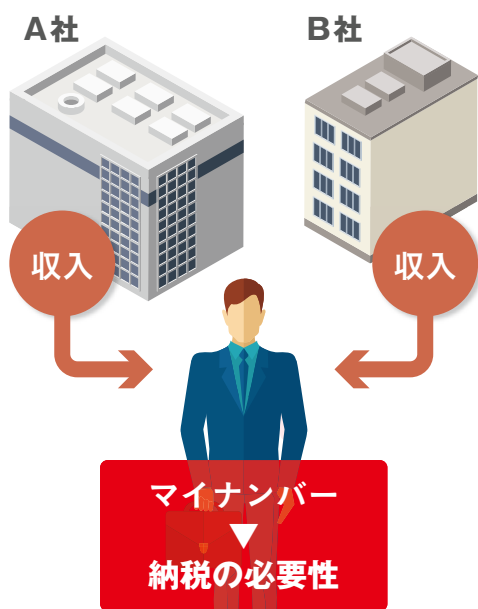
マイナンバー制度とは

マイナンバーは、国民全員につけられる12ケタの個別番号のことです。これは、日本に住民票がある全ての人に付けられるもので、基本的に変わることはなく、一生使うものとされています。

組合員の皆さんのお手もとには、郵送で通知カードが届いているかと思いますが、また、任意ではありませんが、郵送やWebサイトなど、所定の方法により申請を行うと、個人番号カードが発行されます。

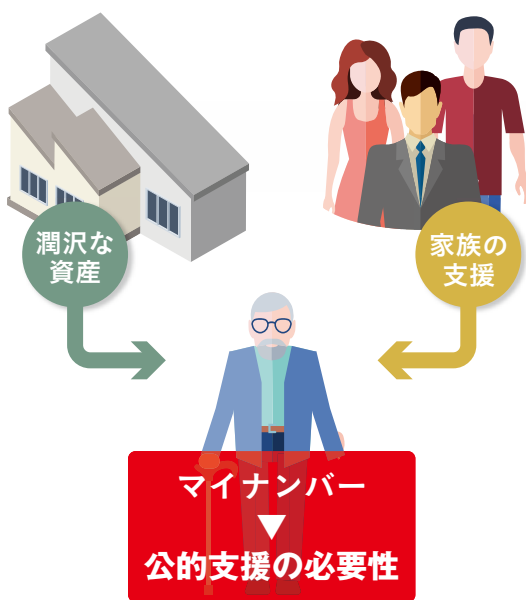
マイナンバー制度は、税と社会保障の平等性を高めることを目的に作られたものとされています。行政がマイナンバーによって各個人の収入や社会保障の利用状況を一元的に掌握することで①脱税を防ぐことや、②生活保護などの社会保障の不正受給を防ぐことができます。

例えば①:脱税を防ぐ



複数の勤め先から収入がある場合にもマイナンバーで正確に収入を把握し、適正な納税を求めることが出来る。

例えば②:社会保障の不正受給を防ぐ



家族に十分な支援がある人や、所得は少なくとも資産が潤沢にある人が生活保護を受けるなどの不平等さをなくす。

また、今後はマイナンバー制度により、大規模な災害が起こった時には、マイナンバーと本人確認により、貯金の払い出しができるようになるそうです。

マイナンバーの取扱いに注意!

個人番号カードを申請し、取得した場合にはマイナンバーと暗証番号がそろくと、住所氏名などの個人情報だけでなく、財産情報まで漏れいしかねません。また、マイナンバーは、一生使うものですので、大切に保管してください。今後、マイナンバーで管理される情報が増えていく見込みで、将来は医療情報や預金情報なども、マイナンバーで情報管理されることも見込まれています。情報量が増える見込みがあることから、マイナンバーは適切に管理する必要があります。

マイナンバーはどんな時に使うの？

マイナンバーは、主に税に関係する場面で書類に記載します。
主に、次のような場面です。



①確定申告

所得税の場合、平成28年分の申告から、確定申告書にマイナンバーを記載します。この際には、自分のマイナンバーだけでなく、扶養家族のマイナンバーも記載することにも注意が必要です。
また、法人経営で、決算期間に平成28年を含む場合（事業年度が2月～など）には、次回の確定申告から法人番号を記載することになります。

②共済金の支払請求 (共済事業に関するもの)

共済契約に基づく満期金や解約時の返戻金の支払い請求、年金共済金の請求時等を行う際にも、マイナンバーを提示してもらう必要があります。

③マル優・マル特、投信などの 金融サービス (信用事業に関するもの)

マル優既存利用者は、当該定期貯金の満期日前までにマイナンバーを提示してもらう必要があります。
また、マル優・マル特・投信・財形貯金新規申込時、教育資金一括贈与口座、結婚・子育て資金一括贈与口座、特定公社債・投信の口座の開設時のもマイナンバーを提示してもらう必要があります。

**個人番号カードが便利。
でも、要注意！**

みなさんの手元に届くのはマイナンバーを示す通知カードで、これにはマイナンバーの他に、氏名、住所などが記載されています。これに対して個人番号カードは各自で市役所に申請して交付してもらうもので、このカードを使うと、住民票などの発行が簡単に行えます。

また、このカードは本人確認書類としても認められているため、マイナンバーをJ A・金融機関などに提示する際にはこれ1枚で本人確認が行えます。

**雇用主の皆様へ
従業員のマイナンバーの
取扱いもご用心！**

従業員雇用をする農業経営者は、自分のマイナンバーだけでなく、従業員のマイナンバーも適切に管理する必要があります。というのも、年末調整や税務署提出用の源泉徴収票に、従業員のマイナンバーを記載し、提示する必要がありますがあるからです。マイナンバーは極めて重要な個人情報ですので、鍵のかかるキャビネットに入れるなどして適切な保管が必要です。

しかし、便利な一方で、個人番号カードを落したりすると、通知カードより多くの個人情報が漏れてしまう可能性があります。個人番号カードの申請は、十分検討してください。



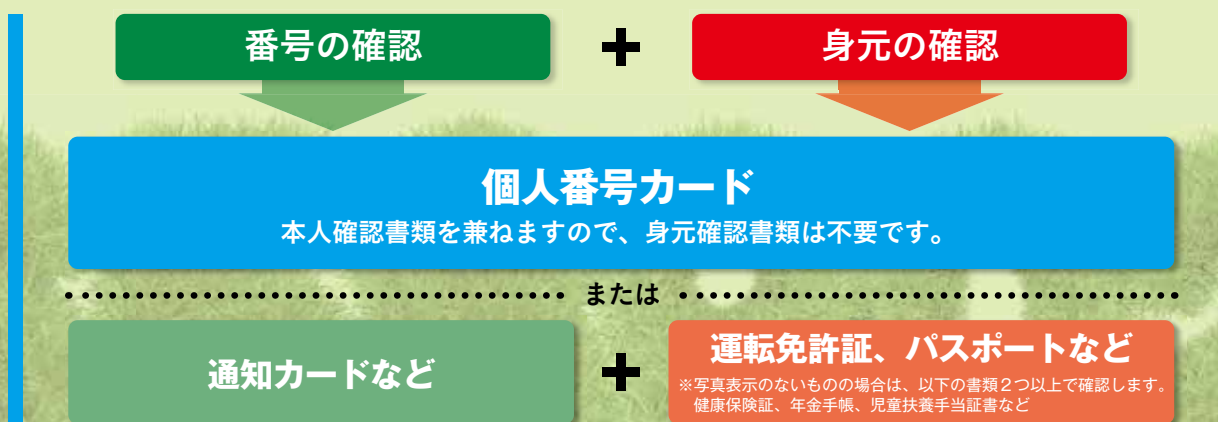
本人確認にご協力をお願いします

マイナンバーを記載いただく際には、法律に基づいて、本人確認を行います。

お手順をおかけしますが、マイナンバーの確認できる書類とあわせて、
身元の確認書類も確認させていただきます。

なお、個人番号カードはマイナンバーと身元の確認両方を兼ねた書類になっています。

本人確認に必要な書類例



マイナンバーの詐欺が 既に発生しています

マイナンバー制度に便乗して、各地で不正な勧誘や個人情報の取得が発生しています。次の例は、実際に起こったものばかりです。

①市役所の職員を名乗る者が訪問し、「市役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目にお金をだまし取られた。

個人番号
カードに
費用が
必要です



②携帯電話に「あなたの個人情報が漏えいしている」「個人情報を守るため、必ず手続を行ってください」「マイナンバー情報が漏れると住民票の異動、銀行口座の開設など簡単に行える」などと記載されたメールが届き、個人情報の削除費用などとして電子マネーを購入するよう指示され、その電子マネーの利用に必要な番号を送信させられてだまし取られた。

被害に遭う前に、怪しいと思ったら、家族や友人、警察に相談したうえで対応してください。



マイナンバー制度はまだまだ変わっていくことが予想されます。

JAでは、今後もマイナンバーに関する情報を
随時組合員の皆さんにご案内いたします。